

池田便覽

池田便覽社編纂

第一編 總說

第一章 沿革

わが池田町は、昔、應神天皇の阿智使主と都加使主との二人をして、吳國より聘せし給ひし吳織、漢織の二姬を置き給ひし處にして、阿智使主、都加使主の所領なりき、故に秦の下郷、或ひは猪名の里と稱せりといふ。此の二人は天皇の二十七年勅を奉じて吳國に至り、同四十一年工女吳織、漢織、弟姬を率ゐて武庫の浦に着せしに、偶々天皇崩御し給ひしかば因りて三姬を仁徳天皇に上り、猪名湊に機殿を造り廣く織縫の道を傳へしむ。是れより吳服の里と更め、また伊居太の里と云ひ、後世訛して「イケタ」と呼び、遂に本稱に改む。後分れて池田、上池田、中池田、下池田、西池田の五邑となり、明治五年一村に合し舊に復して市町村制實施の後、町となりて今日に及ぶ。

第二章 位置及地勢

池田町は、大阪府下豊能郡の西部に位し、東經百三十五度二十六分、北緯三十四度四十五分、東は秦野村の大字澁谷、才田、尊鉢の諸部落と細き溝畦を以て犬牙相交はり、西は池田川の中流を強がり兵庫縣川邊郡川西村に對し、南は有馬街道を挟みて北豊島村大字柗田と界し、北は池田山の盡頭僅に細河村大字木部と隣せり。地勢は北方に池田山の翠緑を負ひ、三面廣濶にして田圃數里相望み、西端は池田川縈紆して流れ清く、砂礫を洗ふ音四時絶ゆることなし。

第二編 池田町史

第一章 池田商都の起原及變遷

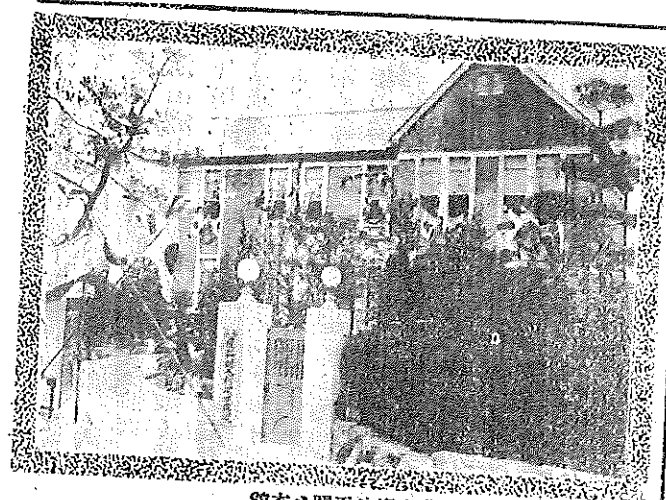
序言 凡そ古き史歷を編むこと程容易ならざるはなし。徴するに文献なく案するに舊記の乏しく、假之是れ有りとするも今は散逸して蒐集の難く、難しとせざるも尙ほ蒐集して以て脈絡連繋の覺め、古人の足跡を原ねん事の史家の等しく難事とする處たり。青史に著はれたる我が池田の地は、僅に應仁天皇の昔吳織、漢織の二姬來たりて「猪名の里」に名を留めたるに過ぎず爾後戰國時代に遷れる迄の間杳として史料の徴すべきものなく、人煙の里巷賑ひしや否やすら大なる疑なきを得ざるものあり。但だ、戰國以前に於ける郷土史料の一として池田及び池田氏の記事に、大廣寺所藏文明十四年の「望海亭記」及び「和州諸將軍傳」、「恩地左近太郎聞書」等あり、之れ等は南北朝時代に於ける池田氏關係の文書にして、尙ほ久安寺所藏「文永三年の文書」には條里制に關する池田の地名等所載されあるも要するに是れ等皆我が郷土の片鱗を傳ふる傍證としてのみに價値の存し、其の全幅としては今遽に信する事の早計なるが如く、且亦、戰國以前の史實は夫れ以後の池田市街形成に關して、直接重大の關聯と意義を有し居らざるにも似

たり。されば既に文献史料の乏しく、今に池田商都の構成に直接的價值薄弱なる以上は、我が郷土の古代史は姑く之れを省き、戰國以後、鬱然として進歩興隆したる池田商都の史蹟及び之れが起原事由のみを叙述し、我が郷土の祖先の偉績を不朽に傳ふる事とすべし。

池田市街の起原 元來都府なり部落なるものの自然構成の主因を考ふるに、我々人類が共存の目的を以て自然的防備と衣食住に便利なる土地とを選び、隣保協同の精神を基調に群居する事に因りて、始めて形造られたるものなる事は人類社會史上の原則なりとす。されば一度其の地に自然の群居あれば、相互に安全なる共存の目的を遂行せざるべからざる必要を感じ、爰に一の政治的中樞機關を設けて團體の意思を統御包括し、而して其の團體の機能をして圓滿なる成長を遂げしめ、其の把持せる共存目的の爲めに向上進展の過程を辿らしむるに至る。故に政治の進歩と團體機能の進化は正比例を以て發展するを常とし、古代に於ける商業都府の如き、皆必ず其の地が民衆に號令すべき政廳所在地に依りて發達したる事は史上に明かなる處なり。此の意味に於いて中央集權所在地は、都會機能の搖籃地たると同時に、社會心位の中樞を握れる政治機關の移動廢滅は、直接都會の盛衰興亡を左右し得べきものと言はざるべからず。之れ割據して廣大なる城郭を其の地に築きて號令し、其の城郭の周圍士卒を收容すべく城下町を制定せること比々皆然らざるはなく、是れ都市制定の起因とせざるべからざるなり。我が池

田の地も亦此の城下町制に因りて發達したる市街なる事は、池田城を中心に彎曲せる街路の敷設に徴しても明かなる處なるべく、随つて池田市街の起原も池田城構築當時なる戰國以後の事に屬すべしと見ざるべからず。

池田城の構築 既に前陳の如く池田市街の起原發達が、池田城の構築によりて創造されたる城下町にして、其の起原も國以戰後の事に屬せる以上は、池田市街創造以前の我が郡の主腦都府は孰れに存在したるやを舊記に求めざるべからず、开は乃ち北豊島村大字市場の地に第一指を屈すべし。此の地は舊豊島本郷の地にして、王朝時代既に我が郡の首腦廳を置き、現在北豊島尋常高等小學校附近が實に我が郡院の存在を認證すべき由縁の地たる事は、「日本紀略」天長二年の條下に明かなり。而して此の地は、嘗に其の當時我が郡の政治的中心地たりしのみならず、商業中樞の地たりしこと郡院の東西に定期交易市場を設けたる東西市場の地名に因りて之れ亦明かなる處なり。然れども夫れ以後に於いて戰國時代に入りてより、郡の政治的中心地が我が池田の地に遷據せざるを得ざる餘儀なき時代は來れり。开は社會組織を革新すべき群雄の飽くなき魔心にあり。世亂れて兵馬倥傯に暮るゝ戰國の時代に於いては、野獸に等しき群雄が日夜毒牙を磨いて攻掠吞噬を呪ひて止まず、自然尙武の思想にも富み、兵器人智共に進歩したる時代なるを以て勢ひ城郭の如きも改造せざる能はず。從來の如く稻を田圃に積載して「稻城」となし、或ひの屋形擬ひの陳屋の如きを以てして到底外敵に對抗する能はざるに至り、險要の



増本病本院正門と本館

大阪府豊能郡池田町

阪神急行電鐵池田停留所
東二丁(電話池田二二〇番)

産科婦人科

社団法人

増本病院

院長

院主

副院長

副院長

理事長

醫學士

醫學士

醫學士

増本直治郎

増本誠一郎

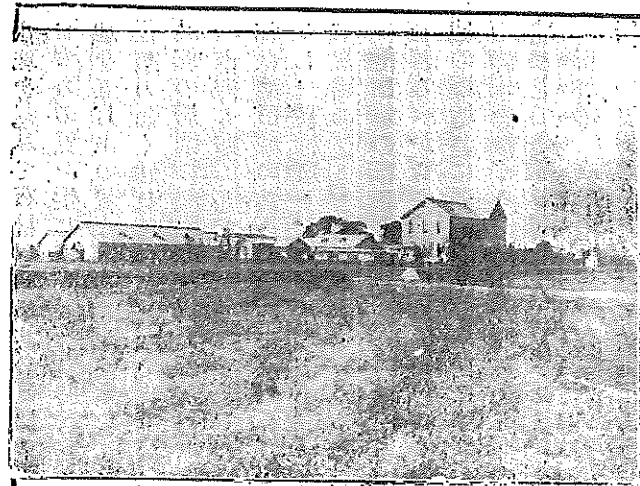
栗栖弘二

安威義光

北村儀三郎

休診日

毎月一日、十五日、大祭日ハ外來丈
ク休ミマス



増本病本院の遠望

本院ノ

病室は全部庭園附にして各室内は何れも家庭的本位を旨とし床の設えあるは素より通風、日光の透射に多大の苦心を拂つてあります

本院ノ

科目には産科、婦人科、X光線科、ラジウム科等があり、其他手術室、研究室なども完全し近く産婆養成所も開設する事になつて居ります

本院ハ

阪急電鐵池田停留所より東方二丁直に望見し得られる位置に在つて土地は高燥、空氣は清潔、風景の明媚また勝れて居ります

本院ハ

總坪數二千三百餘坪、建坪五百餘坪、病室三十七室あり、特等、一等、二等三等に分れて四十三名の患者を收容する事が出来ます

山地を選みて石材を始め其の他持久力に富める材を以て、大規模の城郭を構築し永久的の防壘とするの風を生じ來れり。當時我が郷土は史上に於いて有名なる細川氏の采領にして、險要の地を五月山の麓に運び、規模大にして堅實なる城塞を構築して四方に號令し居たりき。亞いで從來の如く姑息なる防備制では不満足を感じ、非常の場合に一時に兵力を城中に集中すべく、城郭の周圍に屋敷町を構えて常備の武士を收容し、又城下町を作りて市民をも收容せり。池田の市街も斯くして茲に生れ、斯くして池田の地に政治的中心も移れるが如し。されば池田の商都は池田城の爲めに生れたる城下町にして、池田城の構築されざる以前は、殆ど世に知られざりし一寒村なりしやも測られざるが如く、开は即ち舊史に徴しても此の地が、池田城構築以前に史蹟の乏しきを以てして證するに餘りあるべし。

池田城の構築及羅城 今、池田市街構成の關係上、池田城の構築模様と城下町の狀態を考察せざるべからず。失づ池田城の構築模様に就いては「細川兩家記」及び「永祿記」に映じたる池田城の壕墟並に羅城遺趾の所在に關して原ね、以て全貌を類推するの外なきか、此は素より文獻の詳示を缺ぐも、現存の地勢より推參すれば、凡そ梯子形に築造されたるが如し。即ち其の遺墟として今日尙ほ稍信憑するに難しとせざるものは左の二三なるべきか。

南部第一次の内壕 現存の杉ヶ谷川と呼ぶ小流は其の遺墟ならんと思はる。本流の源泉は大廣寺の東隣娛三堂の古墳斷崖下より、東部吳服街道・秦野村大字畑に通ずる通稱接待茶屋の邊に

の西部に添ひて簀塚、姥の懷を通じ、更に西方に迂廻して北山之口町、宮の下を通じて猪名川に繋げるものにして、

南部第二次の壕 は林口町及田中町の境界線をなす泥溝にして、西槻木町より東荒木町に通ずるものは其の遺墟ならん。

南部第三次の壕 は通稱天神川と呼び池田の夕堰にして、田中町の南部を縦貫せる小川なるが、西は西之口町及び槻木町より田中、内田の兩町を経て、東荒木町に通じエナ堀に至れるものなり。エナ堀の地名に留意すべき價值あるべし。

東部外壕 は吳服街道簀塚(前記畑村に通ずる通稱待合茶屋の邊)を起点として、南方不明の水溜(長方形)より長池を通じ、池田師範學校敷地の西部より九頭龍神社の横を経て、建石町星の宮神社の東部を流るゝ小流溝渠の凹地が恐らく其の遺墟たるなきか。最後に、

西部方面の壕 は猪名川の流れを利用して自然の壕をなし、南方西之口町を縦貫して夕堰より南方の第三次壕に連絡せるものは其の遺墟ならんと思はる。而して羅城は、普通此の壕を廻らして造られたるものならんと考察されるれど、記録の明示なければ今は唯だ想像を許すの外なけん。但だ、曩に引證したる「永祿記」の同十一年十月二日の合戦に、主將織田信長が大軍を率ひて池田城を圍み、一舉外壕(外郭)に向つて放火したる記事の外構とは、或ひは此の壕を圍りて造られたる羅城にあらずやと思惟さるゝも尙ほ姑らく記して疑を存すべし。

城下町の狀態 次ぎに城下町の狀態に就いては、之れ亦詳細の記録なきを以て知るに由なきも、いま某軍事専門家の觀察にして、軍事學上より見たる池田城の城塞的價值及び攻防施設に關する批判に徴する時んば、當時の城下町に髣髴たるものあり。乃ち戰國初期細川氏の占據したる池田城の地は、現在の大廣寺の地にして、荒木村重の據りたる後期の池田城は、現今の城山の地たるべきか。而して地勢より見るに、此の城郭の西北方は猪名川の急流と山壁斷崖の自然險を利用したれば、當時の武器の威力にては到底攻陷不能の險たるを失はず。されば此の城の弱点にして須臾も防備を空しうする能はざる胸膈の地は、東方の地續きなる吳服街道（畑村より通ずる）に接する自然險なき地なれば、城中の主要部隊の大部分は東方の地に主守し、西部は二分の兵力を以て自然險を利用して支持し得たらんと思はる。故に此の城の攻陷部は、東方の吳服街道に面せる自然險なき方面より陷落したるものならん。されば此の理より推し進め行かば、武士の居住すべき兵舎の如きも吳服街道に面せる地、即ち現在の回生病院所在附近の地に築設せられたるものなるべきか。故に亦池田市街の如きも早くより東方の高丘に設けられ、漸次西方に向ひて發展したるものなるべく、彼の新町、新材木町（今の南新町）の如き、新字を冠せるものは後に發展したるものにして、小阪前、仲之町、田中町は當時の大手の地ならん。是れを以てすれば池田市街の起原は、遠く池田城構築の年代に遡り得べきも、尙ほ文獻の徵すべきものなければ語るに由なし。但だ、當時既に上池田方面は兵舎櫛比し、仲之町及び田中

町の大手筋に面せる地は、商業の巷衢として殷盛を極めたる事の想像に難からざるものあるべし。

池田市街の變遷 池田市街の變遷は、此の市街を孕みたる池田町の運命と共にせる事は、略前項の陳述に依りて推するに難からざるべし。今「細川兩家記」「永祿記」「荒木家略記」其の他の史書に據りて見るに、我が池田の市街は數度の兵禍に罹り其の發達を阻害されたるが如し。就中最も甚しき記事は「細川兩家記」に映じたる數度の合戦にして、諸壕の充填と市街放火の記事を以て錄載されたり。即ち其の一節に、

攝津國池田筑後守貞正は澄元方（細川）をして我城に櫓籠るなり。高國其義ならば退治有るべきとて五月十日に堀をうめさせきびしく責めければ、城の中より思ひ／＼に切つて出て同名諸衆二十餘人腹を切る。雜兵七十餘人討死なり、云々。

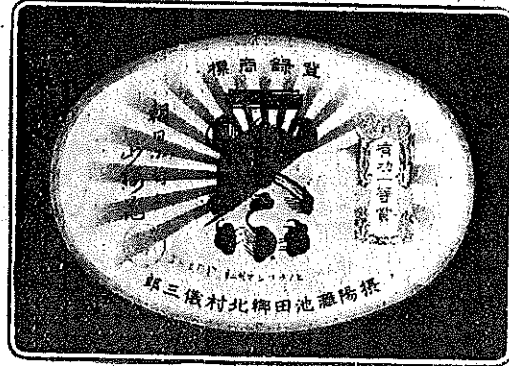
此は永正五年戊辰四月九日の記事にして、尙ほ放火の記事は、

天文十八年正月二十四日に宗三多田衆引催し候て池田市庭放火す、云々。

とあり。更に「永祿記」には、城郭の外構に向つて放火したる記事もあり。

十月二日池田へ御手遣り、大軍を以て外構放火、云々。
是れ等の記事に依りて考ふるに、現在の池田市街を形成する迄には幾多の浮沈と變遷を重ね來たれるが如し。されば當時の兵禍に依りて傷害されたる市街が復活し、順潮に發達し來たれる

須受牌銀金會評品各於



小判正宗



元造醴
町木田池津張
郎三儀村北
苗〇七田池話電
苗六一五阪大替張



釀造元

攝津池田町

岸上又吉酒造場

電話池田一〇一番

は、先づ徳川氏が海内を平定して以來、即ち元和、偃武以來の事たるべしと思はる。

俗謡と名所の市　されば今殘存せる稻荷氏の記録及び二三の郷土誌又は遺されたる當時の俗謡等に依りて、我が商都名所の市に就いて考ふるに、悉く元和偃武以降の記事にして、夫れ以前に遡るべき史料は殆ど皆無の状態なるが、唯だ僅に『細川兩家記』中、天文十八年に池田市庭の存在を認證すべき記事(即ち前項池田市街の變遷の記事中池田市庭放火す云々を参照すべし)あるも、簡粗にして其の詳細を悉さざるは遺憾の極みなり。彼の俗謡に、

山家なれども池田は名所、月に十や二の市が立つ

と言へるがあり。此の俗謡は古くより俚人に謡はれ居れるものゝ如きも、猶且、徳川氏が海内を平定して武を收めたる慶長、元和當時のものらし。當時は表面天下太平を謳歌し居たるが、其の實戦塵のみが漸く鎮定したる位にして、永年の創痍は未だ全く癒えず、民力の疲弊其の極に達し居りて休養に暇なかりし時代なりき。故に當時諸國の不平の浪士或は百姓の徒黨が動もすれば一揆陰謀を企て、幕府抑壓に反抗したるものなり。時の幕府は之れが鎮撫に忙殺され居たるが、幸ひにして我が郷土の池田の地は、荒木村重の反亂を殿後に早くより戦禍の圏外に超立し居たる爲め、比較的民力の平康を失せざりしも、尙ほ社會的時代の壓迫恐慌の來襲を免れ能はざりしが如し。同じ當時の俗謡に、

月に十や二の市立つけれど、さすが山家ぢや女郎はない

此は前記山家なれども返しなるが、次ぎに

池田伊丹の上諸白も、錢がなければ見て通る

と云ふがあり。當時民力の疲弊を喟ひて專制治下の假面、太平を喝破したるものにして、能く

我が郷土の社會的缺陷を諷刺して餘蘊なし。尙ほ他に人口に膾炙されたる俗謡に、

女郎のないのは昔の池田、今は的場に女郎がある

池田的場に小萬がなけりや、烟の徳平が金のばす

等あり。是れ等は遙に後世の俚謡にして、專制と壓迫の威力が漸く角度を減じ、幕府は社會的心位の膏着を求むれど、民心は既に幕府と離反しつゝありし當時の吟詠なるが如し。前者の歌詞の『的場』とあるは地名にして、現在の小阪前町料亭藤の家裏手の地に相當し、同地には近世まで女郎屋が存在し居りたりと聞く。尙ほ後者の『小萬』は遊女屋の娘の名にして『徳平』は畑村の百姓、當時此の遊廓に於いて丹治郎を極め込みたるものなるやも知れず。以上の俚謡は社會思想の反映として見れば、卑近なる俗吟の中にも能く我が郷土の側面を語る、史料の缺陷を補ふて餘りあるものあるべし。

定期交易市场　慘虐と破壊の魔手に委ねられたる我が池田市街も、漸く徳川氏の巨手に擁かれてより復活し、太平の惠澤に浴する事とはなれり。彼の俗謡に『山家なれども池田は名所、月に十や二の市が立つ』と唄はれたる我が名所の市も、此の頃より開設せられたるものなるべし。

し。月に十や二の市とは、當時官許を得たる市日の制定の事にして、即ち其の日取りは
二日、五日、七日、九日、十二日、十五日、十七日、二十日、二十二日、二十五日、二十七
日、三十日

の十二回にして、米穀、飲食、果物、衣服、器物、菜薪等を賣買し居たりき。而して此の名所
の市は慶長頃より復活し、漸次發達の途に就けるが如く思考されるが、『攝陽落穂集』を見るに
著者は、此の名所の市が尼ヶ崎より移轉したるが如く説き居れり。曰く

豊島郡(豊能郡の舊稱)池田の市は本尼ヶ崎に有りたるものを此處に移せしは慶長年中太閤伏
見御在城の時小堀遠江守承りて池田の里に於て市を立て候、元和亂の時、亂防禁制の書物松
平武藏守承りて是を戒しむるの御朱印等二品は池田満願寺屋九郎右衛門之をあづかり所持す
云々。

とあるも、此は何等かの過誤ならずや。何となれば曩に引證したる如く池田名所の市場が、池
田城構築の年代と起原を同じうせる事は、『細川分流記』を見ても慶長を距る六十年前の天文十
八年正月二十四日の合戦に、池田字三が多田衆を率ひて池田市庭に放火せる記事に徴して明か
なる所なり。故に池田名所の市、即ち當時の定期交易市場なるものは池田固有の市場なる事動
かすべからざるものたるべく、決して『落穂集』の著者の云へる如く、慶長年中に尼ヶ崎より移
轉し來たれものにはあらざるべし。尙ほ之れが傍證として當地仲之町稻束芝馬太郎氏に保存さ

れある『攝津池田村市日覺書』の副本を見るに、

二日五日七日九日十二日十五日十七日二十日二十二日二十五日二十七日晦日也

右本町市日十二才(才は齋の義にして時の意なり)有來候處新町のもの新儀(新規の誤)に市立
迷惑し由、本町のもの訴訟申候、然上は新町にて市立て候事無用可仕候也

己十月十八日

五、金 右衛門 印
小、遠 江 守 印

(附記、五は五味、小は小堀の略)

池田本町、新町

とあり。此は慶長十年の文書にして、之れに依りて見るも池田名所の市は、在來より存在した
る事疑ふの餘地なかるべし。

市の特定場所、由來交易市場なるものは、其の地の經濟能力を左右すべき分配機關なれば、
猥りに増減すべからざるは明なる事なり。故に官憲は經濟界の攪亂を防止する目的を以て交易
市場の地を特定し、一方市場を防護して其の地方の生産率と、消費率の均霑分配を圓滑に運營
する方針を以てしたれば、隨つて市場は官憲の指定場所たると同時に種目を限りて營業を許可
したるが如し。我が池田名所の市に於いても、猶且、官憲は場所と種目を限りて營業を許可し

たる事は最も注目に値すべし。

一 札の事

一池田村市場の儀、本町。東は『竹本市』、御高札場近場、『魚の棚』。西町は『炭商賣』、中の町、米屋町は『かうるい』『升物』諸事の問屋

右は先例の通り少しも相違の儀不申上候爲其庄屋年寄申一札連判差上申候、以上
元祿十五年午十月四日

庄屋				
同	下	中	同	西
年	池	池		市
寄	田	田		田
三	兵	市	五	治
	右	右	兵	右
	衛	衛		衛
人	門	門	衛	門

右之通り以書付先之通、中の町米屋町へ問屋被仰付候 以上

今此の書に依りて當時の市を見るに、現在の本町を二分して東本町は竹本市、西本町は炭市、中之町及び米屋町は果物、升物諸事の市場問屋が指定され櫛比し居たる事を想像し得べし。株の利權と營業狀態 次ぎは營業者の特權と並に當時の營業狀態を見ざるべからず。由來我が國の職業制は、常に當時のみならず古來より『姓』に依つて發達したるものなるより凡ての職

業は皆世襲的繼承されたるものなる事は既に青史に明かなる處なり。即ち有職家は堂上清華に依りて占められ、雅樂は伶人家、衛士は久米部鞠負部が掌り、更に佛師は止利家、假面師は赤鶴家、徳若家、町人の營業、百姓の農事等皆夫々に世襲的にして敢て他の關與干渉を嚴に許さず、截然として區別的獨占的色彩の頃に顯著なるものありき。古代の職業は皆斯くの如く世襲的なるは素より、徳川時代に於いても此の傳統世襲の因習を脱せず、職制に依れる一の分業法が嚴に行はれ、遂には營業其のものに『株』『仲間』てふ新造語を醸出し、同一の營業團體の利權を專斷防護するに至れり。之れがある長き時代に互りて遂には一の惡習慣と化したし、『株』『仲間』即ち同一營業の既得權を有せざるものが、類似的の營業を爲し、又は在來の商習慣を無視蹂躪するが如き行爲ありとすれば、『株』『仲間』の同志は其の者に對して嚴重なる制裁を加へ、或ひは官憲に申告して懲罰を加ふると同時に、將來を戒しむる保證を懲し居たるが如し。天和三年十月の頃ほひ、此の利權に關する興味ある文書に次ぎの如きものあり。

差上申一札の事

一、新町の者共在々より持出候竹木賣留市を立て賣買仕候故本町の市場つぶれ申候に付先年より本町市場にて竹木賣買可仕との御證文を以て御訴訟申上候得ば双方被召出對決の上にて先規の通り本町市場にて竹木賣買可仕之旨被仰付難有奉存候然る上は在々より持出候竹木賣主と相對にて買取賣買可仕候へば押買押賣仕間敷候口錢の儀は先規取可申候増錢申被間敷若

會評品各於賞受



元 造 釀

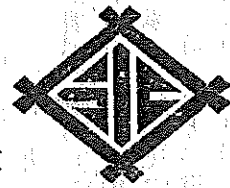
町 田 池 津 根

郎 三 榮 田 吉

苗 三 拾 六 田 池 話 電

資本金二十萬圓
創業大正十年五月

池 田 町



池田製氷株式會社

取締役社長
取締役

西田常太郎
岡本徳次郎
寺林卯之藏
北川富藏
清瀧徳兵衛

取締役
監査役

上山仙松
小林嘉吉
丸茂忠郎
吉田榮三
池田勝治